

総社東中学校 P T A 会 則

第 1 章 名 称

第 1 条 (名称) 本会は総社東中学校保護者と教師の会 (P T A) といい、事務局を総社東中学校に置く。

第 2 章 目的と活動

第 2 条 (目的) 本会は学校教育方針と協調し、家庭・学校・地域との密接な連絡により、教育の振興を図ることを目的とする。

第 3 条 (活動) 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業並びに助成を行う。

- (1) 保護者と教職員が協力して学校・地域・家庭における子供の幸福な成長に関すること
- (2) 研修・研究助成に関すること
- (3) 人権教育の推進に関すること
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 会 員

第 4 条 (正会員) 本会の正会員は、本校生徒の保護者と学校長及び教職員のうち、本会の主旨に賛同し、入会を希望するものとする。

2 (準会員) 本会の趣旨に賛同し、入会を希望するが、議決権を有しない者を準会員とする。但し総会の傍聴はこれを妨げない。

第 4 章 役 員

第 5 条 (役員) 本会に以下の役員を置く。その任期は1年とする。但し再任を妨げない。

- (1) 会 長 評議員の推薦により正会員の中から選出し、会務を総理する。
- (2) 副 会 長 評議員の推薦により正会員の中から選出し、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。
- (3) 評 議 員 正会員の中から選出し、本会事業並びに会務を審議する。

(4) 監 事 評議員の中から選出し、会計を監査する。

(5) 幹 事 教職員の中から会長が指名し、評議員会に報告する。幹事のうち、数名を代表幹事とする。

(6) 会 計 幹事の内から会長が指名し、評議員会に報告する。

(7) 顧 問 会長の委嘱により置くことが出来る。但し、顧問は会の諮問に応じるものとする。

2 (定数) 役員の定数は以下の通りとする。

(1) 会長1名、副会長は8名以内とする。
各小学校学区から会長または副会長を最低1名選出するものとし、副会長のうち1名は校長とする。

(2) 評議員は以下の通りとする。

① 地区代表の評議員。定数は、前年度末の評議員会で決定する。地区代表の全評議員数の目安は加入世帯数の5%とする。地区代表の評議員は、第8条に定める専門委員会のいずれか、ブロック長または監事に所属するものとする。

② 幹事、会計、各専門担当教職員。

3 (欠員の補充) 役員に欠員の生じたときは、これを補充することを原則とする。但し、任期は前任者の残存期間とする。

第 5 章 会議及び機関

第 6 条 (総会) 総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回会長がこれを招集し、以下の事項を討議する。

- (1) 重要な会務
- (2) 予算・決算に関する報告・決定
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選出
- (5) その他必要事項

2 (臨時総会) 会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。

第 7 条 (評議員会) 会長の招集により開き、年 2 回、以下の事項を審議する。

- (1) 本会の事業に関する件
- (2) 予算決定及び決算承認に関する件
- (3) その他必要事項

第 8 条 (専門委員会) 本会に以下の専門委員会を置き、委員会ごとに協議し活動を推進する。

- (1) 育成委員会 地区内青少年健全育成に従事する。
- (2) 保健委員会 学校及び地域の保健について協議し、健康増進を図る。
- (3) 広報委員会 P T A 新聞の発行等広報活動を行う。
- (4) 文化委員会 文化的活動等の計画・実施を行う。
- (5) 母親委員会 連 P 母親委員会と提携し活動する。

第 9 条 (企画委員会) 企画委員会は、会長の招集により随時開き、評議員会への提案事項を企画審議する。

企画委員会の構成は別に定める。

第 10 条 (ブロック委員会) ブロック委員会は、各小学校区のブロック長、副会長、評議員で構成し、地域の特色を生かしたきめ細かな活動を行う。

第 11 条 削除

第 12 条 (議決) すべての集会の議決は、会則改正の場合を除き、出席者の過半数の同意を必要とする。

第 13 条 (諸経費) 会員が研修・会議等に出席するときは、諸経費を支払う。なお、詳細は別に定める。

第 6 章 会 計

第 14 条 (経費) 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれに充てる。

- 2 (会費) 会費は、会員の区別問わず一世帯あたりとし、一括または分納することができる。但し、口座振替の場合は一括納入とする。なお、金額等は別に定める。
- 3 (会費の減免) 特別の事情がある場合は、減額または免除することができる。

4 (途中加入及び脱退) 生徒の転入出による年度途中での入会・脱退の場合、対象生徒の在籍期間を基に会費を算出する。

生徒の転入出によらない脱退及び会員区分の変更は年度単位とし、前年度の 1 1 月末までに申し出るものとする。

第 15 条 (予算) 本会の予算は評議員会の議決を経て総会において決定する。

第 16 条 (決算) 本会の決算は監事の監査を経て、評議員会の議決を得て総会において承認する。

第 17 条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 改 正

第 18 条 (会則の改正) 本会則の改正は総会において、出席者の 2 / 3 以上の同意を必要とする。

第 8 章 雑 則

第 19 条 (表彰及び慶弔) 本会は別に表彰及び慶弔規約を設ける。

付 則 この会則は平成 13 年 5 月 1 日から適用する。

(昭和 23 年 4 月 1 日 実施)

(昭和 61 年 5 月 16 日 一部改正)

(平成 2 年 5 月 11 日 一部改正)

(平成 8 年 5 月 1 日 一部改正)

(平成 13 年 5 月 1 日 一部改正)

(平成 15 年 5 月 1 日 一部改正)

(平成 16 年 5 月 1 日 一部改正)

(平成 22 年 5 月 1 日 一部改正)

(平成 27 年 5 月 1 日 一部改正)

(平成 28 年 5 月 2 日 一部改正)

(令和 4 年 8 月 1 日 一部改正)

(令和 5 年 4 月 28 日 一部改正)